

令和2年6月定例会 総務委員会（付託）

令和2年6月24日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

浪越委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく願いいたします。

【報告事項】

な し

久山経営戦略部長

理事者におきまして、報告すべき事項はございません。

よろしくお願いいたします。

浪越委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

立川委員

私から、新型コロナウイルス感染症関連で幾つか質問させていただきたいと思います。

これまで新型コロナウイルス感染症対策として令和元年度2月補正、令和2年度4月補正、そして今議会の開会日に議決しました6月補正と、それぞれのフェーズに応じて必要な対策を行うための予算を議論してきた結果、既にその総額は433億円となっているところであり、理事者の皆様におかれましては、着実に予算執行することにおいて第2波、第3波への備えをしっかりと進めていっていただきたいと思っておりますのでございます。

先日の代表質問の中で我が会派の南議員に対して、県において国の第二次補正予算に対応した追加の補正予算を編成していくという御答弁がございました。この編成状況につきまして、国の第二次補正予算の概要と併せまして教えていただけたらと思います。

岡財政課長

立川委員より、追加の補正予算の編成状況、また国の第二次補正予算の概要について御質問がございました。

6月12日に国の第二次補正予算が成立したところでございまして、予算額としては31.9兆円、事業規模としては117.1兆円に及ぶものになりました。

中身としましては、これまで全国知事会でも提言してきました新しい生活様式への対応に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2兆円の増額が図られるとともに、医療提供体制の拡充等に使えます新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、第一次補正予算の時は1,500億円程度でしたが、これを全額国費負担化、プラス2.2兆円の増額ということで、ほかにも雇用調整助成金の上限額や助成率の引上げなど全国知事会の提言を基にしまして、数多くの提言が実現した補正予算が成立したところでございます。

県の追加補正予算は今鋭意編成中ではございますが、御紹介いたしました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のうち、医療提供体制の構築等に使えるものが2.2兆円の増額ということで、県においてもこの交付金を活用して更なる検査体制等の拡充を図っていくような予算を編成するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても2兆円の増額がされました。県においても予算が追加配分されるというところでございますので、これに対応して新しい生活様式の対応に伴う予算の編成を鋭意進めているところでございます。

立川委員

鋭意編成中ということでございます。県民の暮らしと命を守る、そして業と雇用を守るという観点からも必要な予算を迅速に編成していただきたいと思います。

また、こうした予算編成に加えて、今定例会におきましては新型コロナウイルス感染症への対応のための条例改正案が提出されているわけですが、この条例改正案について何点か教えていただければと思います。

まず、職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案が今定例会に提出されておりますが、改正案のうち新型コロナウイルス感染症への対応に関連する部分について教えてください。

岡島人事課長

今回提案させていただいております職員の特殊勤務手当に関する条例の中身についての御質問と思います。

今回の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正につきましては、ダイヤモンド・プリンセス号で新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、そちらに対応するための業務が発生したということで、国のほうで人事院規則の改正が行われたことに連動いたしまして、本県におきましても同様の業務が当然ながら想定されるということから、従来の手当について、業務に携わる部分については3,000円、一部4,000円の業務もございますけれども、そういったところの特殊勤務手当の改正を御提案させていただいたところでございます。

立川委員

新型コロナウイルス感染症への対応に当たる職員に対する従来危険手当より増額した手当を支給するというのを御提案いただきました。県の業務というのは大変多岐にわ

たっておりまして、新型コロナウイルス感染症への対応といいましても様々な業務があるのではないかと考えておるわけですが、今回の改正によりまして、支給の対象となる業務についてもう少し具体的に教えてください。

岡島人事課長

今回の特殊勤務手当の対象になる業務は具体的にどうなのかという御質問と思います。

詳細は人事委員会規則のほうで制定するということになっておりますけれども、今、当方として考えてございます業務について申し上げます。例えば診療外来において診療行為に当たる場合、保健所でのPCR検査を行うための検体採取あるいはその補助業務、また軽症者等の宿泊施設での新型コロナウイルス感染者に対する健康管理、若しくはその感染者がお使いになったリネンやごみの回収等の業務に携わられる方については、今回の増額部分の対象になると思っております。

なお、こちらについては具体的に新型コロナウイルス感染症対策業務に携わるということ以外に、新たに場所要件といいますか、ある程度密閉された空間で業務に携わられる方について、その両方が相まったときに3,000円の支給をさせていただこうというようなことで予定してございます。

なお、俗に言う濃厚接触になりますけれども、実際具体的に患者さんやその疑いのある方に直接接触をされる業務、あるいは今申し上げたような方に対して長時間にわたって、長時間とは一、二時間と想定してございますけれども、一、二時間にわたって接して行う業務を行う方につきましては4,000円を支給するというようなことを考えているところでございます。

立川委員

御答弁いただいて何となく見えてきたかなと思うところです。

ところで本県の新型コロナウイルスの感染者が現状は5人にとどまっているところでありますが、当然今回の条例改正前にもそういった業務というのは、本県においても行われていたと思うところでありますが、そうするともっと早くこの条例改正を行っておく必要がなかったのか。もし条例改正後に行われた業務しか支給の対象にならないという場合、これまで御対応いただいてきた職員の皆さんに非常に申し訳ないということになると思うのですが、その点はいかがでしょう。

岡島人事課長

ただいま提案しております条例改正の適用につきましては、令和2年2月1日からというような形でお願い申し上げているところでございます。

2月1日というのは、感染症に指定された日でございますので、お認めいただきましたら、2月以降の業務については全て支給対象になるものというふうに考えておるところでございます。

立川委員

既に行われた業務につきまして2月まで遡及して支給してくださるという御答弁を頂き

まして、非常に安心しております。

連日の報道などにもありますけれども、新型コロナウイルス感染症への対応については医療従事者のみならず、県庁においても全庁を挙げて取り組まれているところでありまして。特に保健所に勤務されておられる方などは、文字どおり最前線で業務に従事されているところでありまして、仕事とはいえ大変頭の下がる思いでございます。

そうした危険な業務に従事していただいている方にはそれなりの補償を考えていかないと、モチベーションがどうしても保てないと個人的に思いますし、今回の改正につきましては、非常に必要性が高いものと今日御答弁をお聞きして改めて思いました。

全国的に今、感染が小康状態となっているとはいえ、本県においても1日に数件のPCR検査が行われている状況であると認識しております。また第2波、第3波がいつやってくるかということについては全く予想もできない、予断が許されない中、職員の皆さんにとっては引き続き緊張が続く大変な状況だと思いますけれども、県民の暮らしと命を守るために御尽力いただければと思います。

山田委員

私のほうからも数点聞きたいと思います。

今回のコロナ危機が、いわゆるリーマンショックと東日本大震災が全国で合わさってやってきたような危機だというふうな認識は度々伺っています。そこでまず、リーマンショックの折の財源不足、本県の状況について御報告ください。

岡財政課長

山田委員より、リーマンショック時の当初予算編成における財源不足額の御質問がございました。

そもそも前提となる部分ですが、リーマンショック時の県当初予算における税収額を振り返ってみますと、平成20年度に865億円だったものが、平成21年度には698億円と前年度比167億円減、さらに平成22年度には595億円とそこから更に103億円ということで、たった2年の間に270億円ほどの県税収入を失ったところでございます。今年度におきましても県税の見通しもなかなか悲観的なところでございまして、当初予算編成における財源不足が非常に心配されるところでございます。

御質問にございました財源不足額でございますが、リーマンショック時の平成20年度は、財政調整基金、県債を合わせた財政調整的基金を当初予算編成時に85億円、平成21年には73億円取り崩しているところでございます。特に平成21年については、前年度の残高が96億円しかない中で、73億円を取り崩しておりますので、ほぼ限界まで取り崩している状況でございます。

リーマンショックとは異なるのですけれども、最大で取り崩しているのは平成18年度でございます。この頃、三位一体改革の影響で非常に財源が乏しかったところでございまして、平成18年度の当初予算編成時には合わせて229億円の取崩しをしているというところでございまして、当初予算編成時における財源不足額としてはそういったところが具体例として挙げられるところだと思います。

山田委員

今、具体的に答弁していただきました。本当に大変な状況の中で大幅な取崩しが行われてきたというふうな状況でした。

そうしたら、今回のコロナ危機での財源不足の見通しはなかなか立てられないと思うのですけれども、当然見込まれていると思います。あわせて、今回の当初予算の県税の状況、全国では実は2020年度は、確か全国で地方法人二税の分が43兆円、これは日本経済新聞でも報道されていましたが、実は当初予算で過去最高水準と見込まれていたということですが、こういう状況も踏まえて御答弁ください。

岡財政課長

来年度の予算編成に向けた財源不足額の見通しでございます。まだ今年度の県税の見込みもなかなか見通せない中、地方財政計画等もまだまだこれから国のほうで検討されるというところでございますので、今ここでどれぐらい当初予算において財源不足額が見込まれるかということを申し上げることはできないのでございますが、50億円程度は例年財源不足額ということで、財政調整基金を取り崩しており、現下の状況を踏まえますと50億円では済まないのではないかとというのが率直な今の見通しでございます。

山田委員

今そういう状況が報告されました。

しかし、私の一般質問で、令和2年度の財政構造改革基本方針での令和4年度までの財政調整基金の目標として、800億円以上を堅持するというふうな基本方針が示されています。私自身はこの大幅な見直しを当然すべきだというふうに言いました。しかし、御答弁ではその辺が非常にファジーというか、ファジーというところか堅持したいというふうなことを言われたわけです。今の新型コロナウイルスの感染拡大の状況で大幅な基金の取崩し、三位一体の時もあった、また禁じ手の県職員の給与等々でその場を低く抑えられたという状況もあるのだけれど、当然私はこの基本方針については見直しが要ると、そうしないともたないだろうと思うのですけれども、改めて御答弁ください。

岡財政課長

山田委員より、令和4年度まで800億円堅持の目標について、その見通しを御質問頂いたところでございます。

6月補正予算の編成において、13億円の財政調整基金を取り崩した結果、現段階における財政調整的基金の残高は750億円程度となっているところでございます。

そろそろ決算の数値が固まってきます。この決算剰余に当たる部分の半分は、地方財政法上財政調整基金に積み戻すことになっておりますので、100億円の剰余金が出れば800億円にいくところではございますが、維持ができるかどうかは非常に厳しい状況かなというふうに思っておりますので、本年度における執行段階での節減努力によって財政調整的基金の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

そもそも、この新型コロナウイルス感染拡大の情勢においては、800億円の堅持というところを見直したほうがいいのかというところもございます。

財政調整基金とは言っておりますけれども、800億円の全てが自由に使えるお金というわけではなく、800億円のうちの大部分、600億円程度は満期一括償還に備えたプール分、いわゆる将来の償還に備えた積立ての部分ですので、その財源不足確保のために自由に取崩していいというような性質のものではございません。

そうすると財源不足に対応できるものとして、割と自由度が高く使えるのは200億円ということを考えますと、先ほど申し上げたとおり、平成18年度、平成19年度の当初予算編成時に200億円近く取崩していることを考えれば、やはりこの時点で800億円堅持ということを放棄してしまうというのは、今後の財政面を考える上でもなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

山田委員

もう一回確認ですが、今、岡財政課長から訳の分からないような答弁になったけれども、800億円の堅持は当然今の状況から見て、また新型コロナウイルス感染症の今後のことも含めて見たら難しい。もちろん一定の部分を持たないと仕方がないという面はあるものの、このプール分を議論したら面白いと思うのですが、これは今日はいいいとして基本的にこの堅持は見直すというふうなことでいいのですか。当然そうしないと800億円以上の堅持については、状況に応じて見直すという理解でいいのですか。

岡財政課長

訳の分からない答弁になってしまって真意が伝わっていないので申し訳ないのですが、まず現状としては800億円を堅持できるかどうかというのは繰越金次第、又は今後の執行状況次第ですが、800億円の堅持を目指して執行のほうを頑張ってまいりたいというのが1点申し上げたいこと。

もう1点は、今後の当初予算編成時における財源不足額を考えれば、800億円堅持というのを、今、早々に諦めてしまうというのはやはり得策ではないのではないかとという2点を申し上げたいところでございます。

山田委員

客観的に見たら堅持というのは見直す時期に来ていると思います。

同時に全国の状況もあるのです。日本経済新聞で、全国47都道府県の5月末までに財政調整基金の取崩しが少なくとも全国で全体の7割、1兆円に達したという報道もあります。

岡財政課長は当然アンテナが高い方なので、これについては認識していると思うのでその辺の状況もまず御報告ください。

岡財政課長

全国の状況、財政調整基金の取崩しの状況ということで御質問がございました。

日本経済新聞に報道された記事は手元に持っておりませんので、うろ覚えになってしまっているのですが、1兆円の取崩しのうち大部分は東京都が占めておりまして、恐らく9,000億円程度は東京都だったのではないかと思います。東京都も財政調整基金は本当に枯

渴しそうというところになっておりますが、どこの県においても財政調整基金については、今取崩しが行われているところでございます。なかなか現段階での評価というのは難しいところでございます。

というのも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が今後増額されてきた結果、財源振替等をして、もう一度財政調整基金に積み戻すというような話もあると思いますので、なかなか現段階で評価することは難しいところではございますが、来年度の当初予算編成に向けて財政状況が厳しいというのはどの県も同じなのではないかと思っているところでございます。

山田委員

東京都がもちろん一番大きいです。大阪府も7割ぐらいを取り崩す影響が出ているし、秋田県でもそういう取崩しが行われているというふうなことで、全国各地で様々な御苦労をなさって、直近の7割減というふうな報道もされています。

そういう中で、もう一度、先ほどの原点に返るのですけれど、財政不足のために今回異例の13億円を取り崩したということですが、この取崩しの理由というか背景を説明してほしい。

後で議論しますけれども、2兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、一般的には基金に積み立てられないという原則になっています。しかし事業で使った分については、後でこれを償還分に充てることは可能というふうな制度設計になっています。ということになったら、異例の13億円ということをとんとと言ったけれども、6月議会ではさすがに戻すことはできないと思うのです。今後当然そういうふうなことも考えているのかということについても伺います。

岡財政課長

山田委員より、6月補正において取り崩した財政調整基金13億円について、その考え方についてお尋ねがあったところでございます。

6月補正については、事業規模増額補正分が81億円でありまして、81億円のうち必要な一般財源が33億円必要であったところでございます。

そのため、県議会の皆様からも御提案いただきました当初予算編成の減額補正というものを行いまして10億円、また4月補正に一般財源を活用して行うとしていた事業に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることによって浮かせた10億円を手当てしましても足りない13億円程度につきまして財政調整基金を活用させていただいたというのが現状でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額があり、まだ配分額が全く示されていないところございまして、今後の財源のやりくりについてここで申し上げることはなかなか難しいのでございますが、必要な事業をやりながら当初予算編成に向けて必要な財源はしっかりと確保していくということで、予算編成を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

つまり、徳島の場合はこの13億円についてはいつかの時期に戻すというふうなことで、岡財政課長は言いにくいけれども、恐らくそういうふうな流れになるのか。

先ほど言いましたが、全国各県では大幅な取崩しということが行われている。しかし、全国知事会長がいる本県が、全国で実施されている協力金を出さない、貯金つまり基金は取り崩さずに基本的に当面温存というふうなことですけれども、これが徳島モデルかと本当に疑問に思っているのです。

一般質問でも指摘しましたがけれども、県民の皆様が本当に大変な状況の中で、他の県では協力金が出ているのに徳島県は出ていない、何とかしてほしいというような切実な声が出ているにもかかわらず、こういうところにも手立てができてないというふうな状況があるのです。こういうことを見て、大幅な取崩しを含めて、もちろん新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等々も生かしながら、最大限一人もこういうことで廃業等々の憂き目を見ない、させないという姿勢が問われていると思うのですけれども、この点はいかがですか。

岡財政課長

非常に山田委員の質問の仕方がうまくて財源論から入っているので、財源論ありきで我々が予算編成しているかのような印象を抱かれてしまうと非常に残念ですので、少し弁解をさせていただきます。

我々は財源の制約ありきで編成しているわけではなく、平時においては、もちろん財政担当者としては、県民の皆様から納めていただいた税金について、より効果的、効率的に事業構築することに加え、将来の県民に過度な負担を残さないよう一定の財政規律を保ちながら予算編成を行っていくことが使命と考えております。これは平時の使命と考えております。

ただし、今回のような新型コロナウイルス感染症対応などの危機事態の下においては県民生活を守るためには必要な政策を、時には事業担当者の背中を押す気概を持って取り組んでいかなければいけないと個人的には考えているところでございます。

現に、今般の6月補正予算においては、非常に短い編成期間内にあったんですけれども、ゴールデンウィーク返上で各部局に必死に事業構築していただき、118本もの事業を予算として提案させていただいているところであり、これは6月補正としては事業本数、規模ともに県政史上最大級のものであったと考えております。

ですから、予算ありきであれば財政調整的基金を取り崩さない範囲で予算編成をするという思想も多分あったかと思いますが、やはりこういう新型コロナウイルス感染症対応時ですので、必要なものはやった上で、それでも足りない財源について財政調整的基金の13億円を取り崩したというのが現状かと思っておりますので、御理解いただければと思います。

山田委員

非常に巧みな答弁です。

ただ、先ほど立川委員から質問があった国の第二次補正予算の関係と2兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関係です。まだ詳細が決まってないとは言っているものの、当然、追加補正もあるわけですから、一定の見通しはお持ちのことだと思います。現時点での見通しと、国の第二次補正予算の詳細はこれから出てくるということですか。

が、大きな方向性、こういうような方向を考えているという点については、ここで示していただけたらと思いますので御答弁ください。

岡財政課長

山田委員より、追加の補正予算の編成について御質問がございました。

立川委員への御答弁にかぶるところもありますが、もう一度説明させていただければと思います。

国の第二次補正予算は様々メニューがございます。先ほども申し上げましたとおり、県に大きく影響があるのはやはり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2兆円の増額と、医療提供体制の構築に使える新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の全額国費負担化と2.2兆円の増額が一番大きいところと思います。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に対応して検査体制などを構築していくための予算が1点、もう1点は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても増額されるということです。現段階のフェーズは、まだV字回復には行っていないですけれども、その手前の準備フェーズというところに必要な予算については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を行ってまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

分かりました。この問題については引き続き、岡財政課長をはじめ皆さんと協議をしていかなければいけないと思っています。

次に、一つは新型コロナウイルス感染症の対策問題で、県有施設へのテナント料のことは非常に素早い取組で良かったというふうに思っています。

その関係で、県の指定管理者、県内46施設ですか、この施設においてもイベント中止などの影響が出ているという状況があります。こういう状況に対してどう対応してきたのかということについて端的にお伺いしたいと思います。

河原行政改革室長

山田委員より、指定管理者施設への県の対応ということで御質問を頂きました。

指定管理者が管理します公の施設といたしましては、例えばホールや会議室、体育館などの施設がございます。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、国や県からの自粛要請もありまして、イベント等が中止になったというような状況になっております。

通常、県有施設では申し込んだ後に利用を中止した場合は、前納された使用料を返金しない、若しくはキャンセル料を頂くという対応をしておりますけれども、今回につきましては新型コロナウイルスの感染予防、拡大防止ということで県からの要請を受けての中止ということでございますので、イベントの主催者など施設の利用者の方に負担が生じないように、県の指定管理者、施設全体の統一の対応といたしまして、2月20日から5月31日までの間に予定されていた施設の利用について、新型コロナウイルス感染症対策を理由に利用を中止した場合につきましては、前納された使用料、キャンセル料も含めまして

全額返金するということとしております。

また、利用料金制をとっている施設の場合、返金する使用料、キャンセル料については本来指定管理者の収入になるはずのものでございますので、指定管理者に負担が生じないように、県が全額負担するという対応をとることとしております。

山田委員

分かりました。最後の質問になるのですけれども、私の一般質問で米軍機の低空飛行の問題を取り上げました。

今回、重清議員を中心に、県議会としてこの米軍機の低空飛行への意見書を出そうという動きもあります。そこで答弁にもありましたが、知事が昨年12月に要請に行ったというふうなことでしたけれども、知事が要請に行った後、変化があったのか。私自身は今年に入ってもそんなに変化は出ていないと思うのですけれども、その点について伺います。

臼杵経営戦略部次長

山田委員より、米軍機の低空飛行に関しての御質問でございます。

知事が要請に行ったその後の経過というところでございますが、お話がございましたように、昨年12月11日に知事が防衛省にまいりまして、直接国に対して要請を行ったところでございます。

中身といたしましては、不安や懸念を抱かせるような米軍機の低空飛行訓練が実施されないように対処すること、また事前に訓練に関する情報を提供することなどにつきまして強く要請したところでございます。

それに対しまして、防衛省からは引き続きしっかり米国側に強く要請をしていくということ、それとできる限り事前、事後の訓練情報について米国側に確認いたしまして、情報が得られた場合には各都道府県に情報提供したいなどの回答があったところでございます。

知事の要請後の経過というところでございますけれども、結果といたしまして知事が国に要請しました後、一定期間でございますけれども、米軍機の日撃情報が減少したということ、また米軍機の飛行の状況につきましては、知事が国に要請しました以降、防衛省自らが四国の山間地におきまして映像などを撮影いたしまして、米軍機の飛行実態を確認するなど、これまでにない新たな取組も行われてきたというところでございます。

山田委員

残念ながら、少しの変化を言われていましたけれども、大きくいって令和2年度についても回数でいうと変化はありません。

やはり実効のある措置はなかなか難しいと思うのですけれども、これをしっかり求めることが重要だという点を、もう一回どういうふうに現時点で考えているのか。相変わらず飛んでいます。6月9日でしたか、阿南上空にオスプレイがというふうな話もありました。その関係でもう1点、阿南市との協議です。いつどういう内容で協議をしたのか、市民への情報提供をどういうふうに考えているのかということと併せて2点質問したいと思

います。

臼杵経営戦略部次長

阿南市との連携という点かと思います。

阿南市につきましては、昨年7月、8月頃に輸送機と見られます米軍機を目撃情報が寄せられた際に、同様の目撃情報が寄せられていないか阿南市の当局と確認するなどの情報共有を図ってきたところでございます。

山田委員からオスプレイがというお話がございましたが、本年の6月9日にオスプレイの飛行があったところでございます。その翌日に新聞報道されたということもございまして、阿南市危機管理課の担当者から私どもに、新聞報道された情報と住民の方からの情報提供があった場合の県の対応につきまして、確認があったところでございます。

私どもとしましては、今後の阿南市との連携というところは、毎年度当初に全市町村に対しまして、目撃情報が寄せられたときには直ちに県への連絡を頂くよう依頼をしておるところでございます。改めて、他の関係市町村と同様に、阿南市に米軍機と見られます航空機が目撃情報があった場合には、ファクシミリを送っていただくなどの確な情報提供を依頼したところでございます。

また、県民の皆様への情報提供でございますが、昨年度県のホームページを改修いたしまして、米軍機を目撃情報を一覧の形で県民の皆様へ情報提供しておるところでございます。阿南市の目撃情報につきましても、こうした内容を含んでおりまして、引き続き、ホームページなどを介しまして、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

浪越委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただ今、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川議員

それでは、新型コロナウイルスの感染者の発表と個人情報保護の関係について見解をお伺いいたします。

今回、個人が特定されてしまうような発表の仕方をしたために、4例目の男性から県に人権侵害をされたというような抗議をされる事態となったと考えております。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法第16条第1項では、感染症の発生の状況並びに予防及び治療に必要な情報を積極的に公表しなければならないとしておりますが、第2項では個人情報の保護に留意しなければならないとしております。その個人情報保護が不十分だったのではないかと思います。徳島県では市町村名だけでは

なくて、クルーズ船に乗っていたとか飛行機の便数がこれであったとか、あるいは鳴門市と神山町の京都産業大学関係の卒業者であったとかいうことを公表しました。また、派遣会社の社員であったとか神奈川県に行っていたという情報も公表しました。こういう情報を提供することによって、この報道に触れた方で、特に近所や身近な方の中では、大体誰なのか見当が付いてしまうという事態が起きました。

個人情報保護条例では、個人情報とは個人に関する情報であつて特定の個人を識別することができるもの、これには他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むということになっております。制度のこの点について、その理解でよろしいのか御回答ください。

阿地県庁ふれあい室情報公開個人情報担当室長

個人情報保護条例上における個人情報に関しての御質問でございます。

個人情報といいますのは、個人情報保護条例上、個人に関する情報でございます。当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項により、特定の個人を識別することができるもの、括弧書きとしまして、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含むというように定義をされております。

扶川議員

中段を省略しましたが、結局そういうことなのですね。

また、個人情報保護条例は、個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならないとしております。

その例外というのは、本人の同意がある場合や、今回の場合でいうと法令等の規定に基づくとき、あるいは個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときというのがそれに当たると思います。

法令等の規定に基づくときという規定は、今回の場合は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法ですが、先ほど御紹介したように感染症法というのは個人情報保護を前提としておりますからこれは除外するとして、個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときが該当するのではないかと私は思うのです。そうすると、提供された一つ一つの情報について、その公開が県民の身体保護のために必要かどうかということを厳密に検討することが大事だと思います。

例えば、1例目で飛行機の便数を発表しましたが、飛行機では乗客が分かっているわけですから、県民全体に知らせる必要はないのではないかと。乗った人だけに知らせれば新型コロナウイルスの感染症予防という点では十分ではなかったか。それをわざわざ県全体に発信して、乗っていたのではないかとみたいなことを自分で点検してくださいというのは、ちょっとおかしいのではないかと思います。

また2例目で、神山町の住民だということだけならいいのですけれども、京都産業大学の卒業を迎えた学生だということまで知らせたら、あんな小さな町なのですから分かります。これも必要なかったのではないかと思います。

一方で立ち寄り先については、そこで濃厚接触があったかどうか分かりませんから、個人が特定されるわけではないので、例えばゆめタウンなんかも入っていましたけれども、施設に対して連絡して消毒の措置などをする必要などはあったと私は思います。ただ、それについてもきちんとマスクをして、防護をして、濃厚接触者が生じないような形で訪問していたのであれば、それもまた発表する必要があったのかと疑問があるのです。ついでに指摘しますけれども、こういう発表の仕方のずさんさというのは徳島健生病院の風評被害についても言えます。病院はきちんと対策をとって濃厚接触者はいないのだから、病院名を発表する必要はなかったということを院長さんは報道のインタビューに答えておられます。こういう場合に発表する必要があるというのだったら、同じように感染者を収容している感染症指定医療機関はなぜ公表しないのですか。そういう病院は公表しないで、民間病院できちんとガードしていた所を公表する、訳が分かりません。

余談になりましたので元に戻りますが、個人情報保護条例というのは徳島県個人情報保護審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるときには公表してよいという項目もあります。本来であれば、新型コロナウイルス感染症が発生した早い段階で、この審査会のメンバーに意見を聞いて、あらかじめ公表のルールを決めておくべきだったと思うのです。ところが担当課に聞きますと、いまだにその公表のルールは明文化されたものがありません。そこで申し訳ないけれど、知事が記者会見で本人の了解も取らずに、勝手に記者発表資料に書かれていないような内容をる説明されたことがトラブルを招いたと考えております。

これに対して大阪府では既に1月28日の第2回新型コロナウイルス対策本部会議で、新型コロナウイルス感染症り患者に係る情報の公表の考え方というものが作成をされておりましたので取り寄せました。その考え方では、滞在した市町村名と滞在日は公開しますが、マスクを着用するなど、先ほども申し上げましたけれども濃厚接触がない場合は、感染リスクが低いことから訪れた具体的な場所などは非公表だというふうにしております。濃厚接触の疑いがある場合は踏み込んだ対応をする。この場合は一つ一つ協議をするということになっております。大阪府のようなきちんとした考え方をあらかじめ作っておけば、4例目の男性から県に抗議があるようなことはなかったのではないかと思います。

そこで伺うのですが、まず今回実際に個人が特定されるという事態が起こったことについて、個人情報保護条例を所管する担当部局としては問題があったと見ないのかどうか、この点を確認させてください。

阿地県庁ふれあい室情報公開個人情報担当室長

感染者情報の公表について、個人情報保護上問題がなかったのかというような御質問を頂きました。

本県の個人情報保護条例におきましては、個人情報の適正な取扱いを確保するために第6条では収集の制限、第7条では利用及び提供の制限の規定が定められておりますが、法令又は他の条例の規定に基づくときはこの限りでないとされております。新型コロナウイルスの感染者情報の公表につきましては、感染症法第16条におきまして情報の公表が定められていることから、担当部局において適正に判断されたものというふうに考えておりま

す。

扶川議員

そうおっしゃるだろうと思ったから最初に調べたのです。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法第16条第2項には、個人情報の保護に留意しなければならないということを書いてあるでしょう。その個人情報保護が不十分だったのではないかと申し上げているのです。法に基づいてやっているのはそうなのでしょうけれど、法に照らしても不十分ではなかったのでしょうか、もう一度お答えください。

阿地県庁ふれあい室情報公開個人情報担当室長

繰り返しにはなりますが、新型コロナウイルスの感染者情報の公表につきましては、感染症法第16条におきまして、情報の公表が定められていることから担当部局において適正に判断されたものと考えております。

扶川議員

答弁になっていないです。恐らく壊れたレコードみたいになると思うので、これ以上申し上げませんけれども、大阪府の例を紹介しましたがけれども、第2波に向けて、今、しっかりしたルールを作るべきです。ルールがない状態で、知事が記者会見に臨まれて、感染症対策上重要だと御自分で判断をなさって、いろいろ公表をされたのでしょうか、結果としてそれが個人の特定につながったということは重大なことです。人権侵害を知事がやってどうするのですか。そういう事態を招こうと思って招いたのではないと思うのですけれども、それはルールというものがしっかり作られていなかったところに大きな問題があるのです。

そこでお尋ねしますが、第2波に向けてしっかりしたルールを作るべきだと思いますので、個人情報保護条例を所管する部局として、担当する保健福祉部に対してきちんと意見を述べて、ルールの整備を法ないし条例に基づいてしていただくというお話を頂きたいのですがいかがですか。

酒巻監察局次長

今、扶川議員から、今回の新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の個人情報の取扱いについて御質問を頂いたと思います。

繰り返しにはなるのですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましてはそれぞれ先ほど御紹介いただきました法律等に基づきまして、関係する所属が十分な対応、また迅速な対応、様々な配慮すべき点などを考慮しながら進めていただいていると、個人情報保護を所管する局としましては、承知しておるところでございます。

今後とも議員の御意見も賜ったところでございますが、個別の対策については、しかるべき部局で御判断されていかれると思います。監察局としましては、全般的な個人情報保護、条例に基づく事項を所管しておりますので、それぞれの所属におきまして進められていること、こさいについてはなかなか情報が入ってくるところではございませんけれど

も、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

扶川議員

今、こさいを承知していないということでしたが、最後に確認しますけれども、保健福祉部ないし秘書課などから、こういう情報を発表するけれども個人情報保護条例上の問題はないのだろうかという相談はありましたか。

阿地県庁ふれあい室情報公開個人情報担当室長

ただいまの御質問でございますけれども、当室のほうには事前の説明等は頂いておりません。

浪越委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号

次に請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第9号の1「ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

久山経営戦略部長

請願第9号の1「ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育について」に関しまして、御説明させていただきます。

私立高校の授業料減免制度につきましては、年収がおおむね590万円未満の世帯にあっては、国の就学支援金に県の負担による独自の授業料軽減制度を上乗せすることにより授業料を無償としております。また、年収がおおむね750万円未満の世帯にあっては、授業

料の半額を助成しております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

浪越委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」という者あり）

（「不採択」という者あり）

（「継続」という者あり）

福山委員

ただいま、経営戦略部長から説明を頂いたとおり、私立高校の授業料につきましては、年収が590万円未満の世帯までは無償化がなされ、年収が590万円から750万円未満の世帯は授業料の半額の助成と制度としてかなり充実したものとなっており、厳しい県財政状況の中で非常に頑張っているものと考えられます。

このため、本請願につきましては不採択とすべきものと考えますので、よろしく御賛同をお願いいたします。

（「採択すべきよ」という者あり）

浪越委員長

それでは、継続審査及び採択、不採択とすべきとの意見が分かれたので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は継続審査とすべきことは否決されました。

次に、お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第9号の1

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時30分）